

金沢大学疾患モデル総合研究センターイソトープ総合研究施設利用細則

(趣旨)

第1条 金沢大学疾患モデル総合研究センターイソトープ総合研究施設(以下「施設」という。)の利用については、この細則の定めるところによる。

(利用の制限)

第2条 施設の利用は、放射性同位元素(以下「RI」という。)を使用して教育研究を行う場合に限る。

(利用の資格)

第3条 施設を利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 教員及びこれに準ずる者
- (2) 大学院生及び研究生等
- (3) その他施設長が適当と認めた者

2 前項に掲げる者のほか、教育訓練を受ける者は、施設長の許可を得て施設を利用することができる。

(利用の申請)

第4条 施設の利用許可を受けようとする場合は、研究課題又は教育課程毎に責任者を定め、所定の申請書を提出し、施設長の許可を受けなければならない。

2 前項の申請者は、原則として、前項の責任者を指導監督する講座等の教授とする。

(利用の許可)

第5条 施設長は、前条の申請内容を審査し、施設を利用させることが適当であると認めたときは、所定の利用許可書を、申請者に交付するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用許可書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出て、改めて許可を受けなければならない。

(実験室及び機器の使用の制限)

第7条 利用者は、割り当てられた実験室又は測定室以外の実験室等を使用してはならない。

2 利用者は、施設内の機器を所定の位置より許可なく移動してはならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 利用者が、次の各号の一に該当する場合には、施設長は、その者の所属する研究グループの利用許可を取消し、又は利用を一定期間停止することができる。

(1) この細則及び別に定める金沢大学疾患モデル総合研究センターイソトープ総合施設予防細則(以下「予防細則」という。)に違反したとき。

(2) 金沢大学疾患モデル総合研究センターイソトープ総合施設放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)に違反したとき。

(3) 利用目的が申請書記載の目的と相違したとき。

(4) 利用条件を守らないとき。

(5) 施設の運営に重大な支障を生じさせたとき。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、研究等を終了又は中止したときは、速やかに実験室等を原状に復するとともに、汚染検査を行い、その結果を管理室に報告しなければならない。

2 利用者は、RIの取扱い(使用、保管、運搬、廃棄等)に関して、予防規程、予防細則及びこの細則に従わなければならない。

(利用時間)

第10条 施設の利用時間は、原則として、午前8時30分から午後11時までとし、日曜日及び祝日は休館とする。

2 前項の規程にかかわらず、施設長が施設の管理運営上特に必要と認めるときは、休館とすることができる。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は、金沢大学疾患モデル総合研究センター教員会議の議を経るものとする。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て、施設長が別に定める。

附則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。